

会 議 録

1 会 議 名:第75北九州市環境審議会

2 会議種別:付属機関

3 開催日時:令和8年7月28日(金) 15 時 00 分～17 時 00 分

4 開催場所:リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアの間

5 出席者(敬称略):

会 長 浅野 直人

会長代理 日野 雄二、松永 裕己

委 員 荒川 徹、飯田 緑、泉 日出夫、江頭 杏、金上 江利子、小林 光、籠田 淳子、
重國 香、高原 恵子、田中 綾子、富澤 善和、畠中 聡之、村上 さとこ、山根 小雪

事 務 局 木下環境局長、佐藤総務政策部長、諸熊環境国際部長、下野グリーン成長推進部
長、江藤環境監視部長、原田循環社会推進部長、村上総務課長、岩崎職員育成担
当課長、武富環境学習課長、平井ネイチャーポジティブ推進課長、喜久川グリーン
成長推進課長、玉井再生可能エネルギー導入推進課長、田中環境国際戦略課長、
火箱事業化支援担当課長、松岡環境監視課長、小田産業廃棄物対策課長、山中産
業廃棄物指導担当課長、渡辺循環社会推進課長、川原適正処理・減量化担当課
長、山倉業務課長、山田施設課長

6 議事

審議事項

(1)第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画の中間見直しについて

(2)北九州市地球温暖化対策実行計画の改定について(答申案の審議)

7 概要

前回の審議会からこれまでの間に、国でどのような動きがあったかということにつきまして、
少しだけご報告をさせていただきたいと思います。

ご存じのとおり、先週を以て特別国会が閉会となりました。

前回の審議会にて、環境省から提出している法律案が全部で5つあるということを申し上げてお
りましたが、5つとも可決されました。

環境省設置法の一部改正、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律、南極環境保護法
の一部改正、廃棄物処理法の一部改正、PCB 特措法の一部改正の5つでございますが、全て審議を
通過し、成立しました。

それぞれの内容につきましては、前回の審議会にて申し上げましたので説明は割愛しますが、環
境省所管の法律以外のもので、少しご紹介したい法律があります。

国土交通省が所管する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律です。これが改正され
名称が変わりまして、「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」にな
りました。特に大きな変更として、建築物については、原材料の調達から、解体までの全プロセスを
通じて、どの程度、炭素が排出されるのかしっかり計算をするという考え方が、今回の法律で組み込ま
れました。これによって建築物に関する脱炭素化が一層進んでいくだろうと期待できると思います。

それから、経済産業省所管の電気事業法の一部改正がありました。

主な内容としては、送電線の整備に当たっては、整備計画をしっかりと立てなければならないことが
制度化されました。以上が国会関係でございました。

次に、環境省の中央環境審議会について申しますと、5月7日に第10次水質総量削減の在り方に

についての答申が行われました。これも内容は以前にご紹介しましたので、省略させていただきます。

また6月5日には、環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書が、閣議決定されました。

今年度版の特徴としては、循環経済について第一部で詳しく取り上げるとともに、ネイチャーポジティブについてもかなり詳しく取り上げられています。加えて、循環経済行動計画が策定されたこと、熊被害の対策が求められていることなどが、大きく取り上げられています。

6月25日には、次期「気候変動適応計画」の骨子案が取りまとめられ、公表されています。

それから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の政令が改正されています。

この法律がなぜ策定されたかと言いますと、「カネミ油症事件」をきっかけに、PCBの法規制を行うため、というのが元々この法律の始まりでした。

法律上の第1種特定化学物質というのは、製造や販売が禁止されており、今日、いくつかの物質が第1種に指定されていますが、今回、「LC-PFCAとその塩」「LC-PFCA 関連物質」「クロルピリホス」「中鎖塩素化パラフィン(MCCP)」という4種類の物質が追加されました。

それから来年4月1日からは、環境影響評価法における太陽光発電設備のアセスメントの対象について、これまでの4万kW以上から2万kW以上に引き下げられました。このため、条例における対象についても、変更について、少し検討が必要になるかもしれません。

また、先ほど環境省設置法が一部改正されたことを申しましたが、これによって熊本県にある「九州地方環境事務所」が7月1日から「九州地方環境局」へと名称が変わります。

加えて、環境省地球環境局国際連携課という部署について、8月1日から国際地球温暖化対策課へと名称が変わりまして、同課がカーボンプライシングに関する業務を行うことになりましたので、これも申し上げておきます。

それ以外に、現在、環境省の中央環境審議会で検討中の事案がいくつかありますので、そのうち4つをご紹介します。

まず土壤汚染対策法についてです。

法改正が必要ということで検討が行われていますが、今回は規制緩和の面が強いと思います。

例えば、クリーニング屋が閉業した際には、使っていた土地が汚染されている可能性がありますので、店をたたんだ場合は汚染について調査をしないとけないことになっていますが、店主などがそのまま同じ土地に住み続ける場合には調査をしなくてよいということになっています。

その際、店主が亡くなりその子どもが土地を引き継ぐ時などに汚染調査を行うこととなっていますが、引き続きお子さんがそこにお住まいになるのであれば、費用負担などの面を考慮し、調査をしなくて良いのではないかという議論を行っています。

それ以外には、「自然由来で汚染されている場合」というものがありますが、そもそも、こういった場合に自然由来で汚染されたと判断するのか、その基準が少し厳し過ぎるので、もう少し緩やかにしてはどうかという議論を行っています。

さらには、「汚染の恐れがある」ということの判断基準についても、見直してほしいという声が上がっているようで、こういったことも含めて、法改正について議論を行っているようです。

それから2つ目は水環境についてです。これまでは「汚染を防ぐ」という目線でその対策に取り組んできたのですが、時代の変化も踏まえながら、「望ましい水環境をどのように実現するのか」という視点が大事になっています。特に、地域活性化にもつながるような水環境作りなど、水環境の保全のみならず、水環境を活用するという視点からも法制度を考えなくてはいけないという方向性で議論が始められている状況です。

3つ目は排出されたCO₂を固定するCCSという仕組みがありまして、それを日本に導入するためにはどのような検討が必要かということが議論されています。

最後にフロン法についてです。

家庭用クーラーを外すときに、適切に代替フロン類を回収できてない現状を何とかしなくてはなりません。この回収率を高めていくことを目的に法改正について議論されています。

以上が現在議論されている課題の紹介でございました。

さて、それでは本日の議題に入ります。

本日は、計画改定等に関する審議事項が2つございますので、ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、循環型社会形成推進基本計画についてです。これまでもご議論いただきましたが、本日

は、パブリックコメントに付するための案をまとめていきたいと思いますので、事務局からご説明をいただきます。それではよろしくお願いいたします。

【事務局】

「第2期北九州市循環社会形成推進基本計画の中間見直し」について説明

【会長】

ありがとうございました。ただいまのご説明についてご意見があればお願いします。

【委員】

前回審議会の主な意見や事務局の考え方という資料がありましたが、事業系ごみの処理費値上げのところで、各団体などの関係者に対して徹底して説明したということになっています。

一方で、多くの事業者の方が値上げについてご存じないという声も聞いています。

「収集運搬業者から二段階の値上げをされると言われて非常に困っている」といった声がありました。収集運搬業者も物価上昇で大変なところに加えて処理費用が上がるので、それが転嫁されると利用する業者の負担が大きいと思います。そのため、例えば減免や相談窓口設置などの対策はとれないのかお尋ねしたいと思います。

また、先日、清掃工場を見学する機会がありました。その工場では、以前、リチウムイオン電池の発火による火災があったとのことで、復旧までに多く費用がかかったようです。

このようにリチウムイオン電池からの発火については大きな問題ですが、北九州市においてはどのような対策をしているのかをお伺いしたいと思います。

さらに、まち美化の文脈での除草等についてです。循環計画の中に盛り込むのであれば、都市整備局などと連携していくことなどが考えられますが、この点はいかがでしょうか。

最後に、古着のリサイクルについてです。古着の回収については、業者による回収や市民センターでの回収の他、以前は区役所でもやっていましたが、これを再開する予定はないのでしょうか。

【会長】

ありがとうございました。いただいたご質問については、あとでまとめてご回答したいと思います。ほかにご質問ございますか。

【委員】

資料1の4章の内容はすごく大事だと思っています。

4つの視点をもとに、様々な施策が記載されていますが、「対策」や「推進」など文言が統一されていない印象で、市民の方が見たときに、何をすればよいのかが一目瞭然でわかるような記載が必要かと思います。

もう1点、家庭ごみに関して、プラスチックは家庭ごみの一部であるのに、そのつながりが見えない気がします。そのため、例えば、大項目として家庭ごみと事業系ごみに分け、その中に、重点項目として、紙やプラスチック、合成樹脂などの目標と整合した施策を記載するような整理にした方が分かりやすいと思います。

特に事業系ごみ対策について等で、『資料編』に記載しているタイトルと表記が違うものが見受けられますので、そこは統一した方がいいと思います。

【会長】

他にご質問ご意見ございますか。

【委員】

資料2の10ページの施策10についてです。

文言についてですが、「監視指導啓発等により産業廃棄物処理業を継続し」という標記に違和感があります。そもそも、市役所が廃棄物処理業を継続するわけではないためです。

そのため、廃棄物処理業に対する監視指導啓発などを通じて、適正処理を推進するといったニュ

アンスかと思います。

【会長】

確かにその通りですね。

ここまでいただいたご質問について、事務局お答えいただけますか。

【事務局】

まずは、最初にいただきましたご質問について、事業系ごみ手数料改定に関連した、中小企業への支援についてお答えします。現在、事業系ごみ減量チャレンジ補助金事業を実施しておりまして、1団体当たり最大10万円の申請枠を設定しております。事業系ごみの中で最も多いのは紙類ですが、例えば事業所において、従来、機密保持等の関係でごみ工場にて焼却していたものを、シュレッダーにかけて古紙のリサイクルとして出してもらうことで資源循環につながります。当補助金では、それに資するシュレッダーの購入費や、或いは飲食店の生ごみ削減のための処理機など、必要な設備・備品の購入に活用いただけるものとなっており、現在、環境局を窓口として申請受付を行っています。

また、地域で古紙の集団資源回収を行っておりますが、これまで家庭由来のみを対象としていましたが、事業系の古紙についても受け入れできるよう制度を改正しました。そこで集めた古紙に対して、市が奨励金を手当するという内容になっています。こちらも環境局に窓口を設置しておりまして、この2本柱で事業者への支援を行っていきたいと考えています。

加えて、古着のリサイクルについてです。委員ご指摘のとおり、以前は区役所でも回収を行っていましたが、古着と混じってごみ等の異物が入ることも多く、区役所職員にて異物混入を防ぐための監視体制の確保が困難であるという経緯がございました。このため、区役所は回収拠点から除外しておりまして、市民センターを中心に拠点を増やしながら取り組みたいと考えております。

【事務局】

続きまして、リチウムイオン電池の火災対策、及びまち美化(除草)に関する都市整備部門との連携のご質問についてご回答させていただきます。

まず、リチウムイオン電池の火災についてですが、ご指摘いただきましたように、他都市同様、北九州市でも、家庭ごみの収集時のパッカー車や、持ち込んだ先の焼却工場において、リチウムイオン電池が原因と思われる火災が、年間数件程度発生しています。それにより、工場が長期間停止するような事態が発生している自治体もございますので、私どもとしてもしっかりと力を入れて、対策していきたいと考えています。

リチウムイオン電池の火災につきましては、昨年度ぐらいから報道で取り上げられる機会が増えていきます。北九州市では、従来、リチウムイオン電池関係の回収に関しては、小型電子機器と充電式電池の2種類の回収BOXを設けて回収に取り組んできましたが、報道の影響を受けてか、昨年の夏頃から急激に回収量が2倍程度まで急増しました。

そのため、市としても、回収頻度を増やすという対策を行いました。加えて、かねてより、市民センターの2/3程度が回収にご協力いただいていたのですが、より持ち込みやすい環境を作ることが大事だという視点から、未設置の市民センターにもご理解をいただきまして、今年度から、区役所と、他の回収ボックス設置施設と併設されている一部の市民センターを除く全ての市民センターで回収ができるようになりました。

北九州市においては、リチウムイオン電池をリサイクル可能なエコタウン企業もございますし、そういったところにご協力をいただきながら、多少電池が膨れていても安全に回収するなど、取組を積極的に行っております。市民生活に直結する問題でございますので、しっかりと対策したいと思っております。

続きまして、まち美化の雑草対策についてのご質問です。昨年11月にクリーンタウンプロジェクトを立ち上げまして、「客引きゼロ」「まち美化」「除草・防草対策」を3本柱にして、快適で暮らしやすいまちづくりを目指すという視点で取組を進めているところでございます。

市民の皆様においては、既にまち美化に地域で取り組んでいただいている方もたくさんいらっしゃいますが、担い手不足という課題もありますので、新しい方々の参画などについても促しながら、活動のご支援を積極的に行っていきたいと思っております。

また、雑草についても市の課題として受け止めております。その中で、環境局の施策としては、ボ

ランティアで草刈をしていただく際に使っていただけるボランティア袋の配布や回収を行っております。こうした取組等を通じて、市として一丸となってクリーンタウンプロジェクトの推進や、除草・防草対策について、連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

【事務局】

除草の取組について補足です。

除草関係の苦情があった際、市の所有地は都市整備局にて対応を行っていますが、私有地に関するものにつきましては、環境局が苦情者と所有者の間に入り指導等を行っています。また、市から除草業者への委託を行い、除草が進むような取組も行っています。加えて、草刈り機の貸し出しも環境センターで行っており、こうした取組も含めて、除草対策を進めております。

【委員】

ありがとうございました。

雑草対策については、住民の皆さんが一生懸命やっていらっしゃる場所もあれば、そうでないところもあるなど、地域差が見られます。そのため、市がきちんと雑草の状況等を把握し、しっかりと対応していただきたいことを強く要望したいと思います。

また、前回の「事業系ごみ袋の値段の統一ができないか」という意見については、「独占禁止法の観点から自由競争のもとで行われる必要がある」という回答が示されていますが、実際に価格転嫁が適正になされているかという点については、ぜひ、市としても把握していただきたいと思います。

その上で、今回の料金の引き上げについては、当環境審議会からも答申していますが、同時に、事業者の方々にもご理解いただけるよう努めていくことも必要だと思っておりますので、そちらも強く要望しておきたいと思っております。以上です。

【会長】

ありがとうございます。事務局はご要望として受け止めておいて下さい。

それではご質問はあと2点ありましたが、そちらはいかがでしょうか。

【事務局】

文言の統一についてのご指摘ですが、あらためて全体的に点検いたします。特に本編と資料編のタイトルが異なる点については、ミスでございますので、修正させていただきたいと思っております。

【会長】

タイトルは合わせた方がいいと思っておりますので、直すようにしてください。

ただし、プラスチックごみ対策については、家庭系のものと事業系のものを両方セットにして記載しているため、分けてしまうと、同じ内容を重ねて書かなくてはなりませんので、その点をご理解ください。

また、松永会長代理のご指摘についても、おっしゃるとおり表現ぶりが良くないと思っておりますので、本編については、資料編で記載している「育成支援」に書きぶりを合わせてください。

さて、他にご意見はありますでしょうか。

【委員】

資料2の10ページ以降について、本編第3～4章については概要のみの記載となっておりますので、「詳細については資料編をご参照ください」といった文言があれば見やすいのではないかと思います。

【会長】

どこか適切な箇所に記載するようにしましょう。

【委員】

もう1点です。資料編の53ページに、研究開発の推進に関連する写真が載っていますが、実際の

支援内容が分かるようなサイトの URL 等、何らかのリンクを掲載した方がいいのではないかと思います。

【会長】

わかりました。こちらは事務局で検討してください。
他にご意見などございますか。よろしいでしょうか。

【一同】

なし

【会長】

それでは、本件につきましては、今後パブリックコメントを実施しまして、その後、もう一度審議会にお諮りすることになります。

また、本日いただいたご意見を踏まえ、パブリックコメントに諮る前に、少し修正が必要な状況となっていますが、修正内容の確認については、私にご一任いただいてよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、ご指摘の点を踏まえた修正を行った上で、パブリックコメントを行うことにさせていただきたいと思います。

さて、続きまして、地球温暖化対策実行計画の改定についてです。

こちらについては、4月に開催しました前回の審議会で、パブリックコメント実施することについてのご承認をいただきました。

本日は、その結果についてのご報告と、それを受けての最終の答申案についての説明を事務局からいただきます。それではよろしくお願いいたします。

【事務局】

「北九州市地球温暖化対策実行計画の改定」について説明

【会長】

どうもありがとうございました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【委員】

冒頭の環境局長のご挨拶でもおっしゃっていたように、ヨーロッパでは大規模な熱波や山火事等、地球温暖化の進行を実感する状況が続いています。やはり気候危機の深刻化というのは非常に重大な問題だと思います。

パブリックコメントを経て、例えば表記内容などは随分改善されたと思いますが、温室効果ガスの削減目標については、原案の目標と変わっておらず、これでは不十分だと思っています。

答申案の中にも記載されていますが、北九州市は、本年1月に持続可能な都市「サステナブルシティ」の方向性として「ネクスト・ホライズン・サステナブルシティ」という新たな都市像を策定しました。これについて市は、IPCC 特別報告書調整執筆者であるオーストラリア国立大学の白雪梅教授との協働によるものとしております。白雪梅先生は、世界的な専門家であり、北九州市を世界的なサステナブルシティと評価していただいているとのこと。

その上で、本答申案には、地球温暖化に関する科学的知見として、IPCC の第6次評価報告書や1.5℃特別報告書等、気候変動を取り巻く背景などについて、国内外の動向が詳しく紹介されてい

ます。

それにもかかわらず、削減目標に変更がなされておらず、これでは不十分であると思いますので、目標の引き上げについて、ぜひ、検討していただきたいと思います。

引き上げる水準としては、例えば、同じく工業都市である川崎市が設定している目標を上回る程度の目標設定に見直すべきであると思います。

そのためにも、最大の排出源である産業界において、排出削減を担保する仕組みを作ることが必要だと思います。その点を踏まえても、本答申案は不十分と考えており、見直しを求めたいことを意見として申し上げておきたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。他にご意見ございますか。

【委員】

2点お伺いをいたします。

この計画では、毎年、温室効果ガス排出量や取組状況、モニタリング指標を評価して、当環境審議会に報告することとしています。以前、市議会での説明時に、市民向けにも発信すべきことを申し上げましたが、「検討したい」との回答でした。

その経緯も踏まえ、市民にわかりやすい発信という観点からお伺いしたいのですが、計画の実行力を担保するには、どのように発信するかという仕組みを予め決めておく必要があると考えております。市民が、自分自身の継続的な取組につなげられるように、部門別排出量や施策の実績、目標と現状の乖離やそれに対する改善策等を、運用の仕組みとして明確にできないかという点について、お考えを伺います。

2点目は適応策について伺います。計画の中で、関係部局と連携しながら適応策を推進するとありますが、どの部局が全体を統括して、どの会議体で課題を共有しつつ、施策の不足を補うか等といった推進体制の全体像が、答申案からは読み取れないと感じました。

例えば、熱中症については、北九州市熱中症対策推進連絡会議が設置されていますが、同様に、豪雨、浸水、高潮、医療・福祉、上下水道や避難支援などを含めた、適応策全体を統括するのはどの部局なのか、市民に示して安心を得られるような計画にしていきたいと思います。見せ方も含めてもう少し整理できないかお伺いします。

【会長】

はい、ありがとうございます。後ほどまとめてご回答差し上げたいと思います。

他の方はいかがでしょうか。

【委員】

私は仕事上、子どもたちを預かる立場にありまして、その点から申し上げます。

7月に入ってから、ほぼ毎日熱中症警戒アラートが発令されている状況で、幼稚園では、7月中に屋外に出られたのは2日間だけでございました。それだけ地球温暖化が進んでいることを子どもたちもひしひしと感じていると思います。

この計画案には、森林等による温室効果ガスの吸収という内容が記載されていました。私も仕事で東京に行くことがありまして、大都会ではありますが、本当に深い森がたくさん残されていると感じています。

その視点から申し上げますと、北九州市の公園は木を切ってしまうっており、公園に行きたいけど、木陰がないので夏は暑くて行けないところがほとんどだと感じています。そのため、工夫していただき、森や自然を感じられるような場所を作っていただいて、子どもたちが快適に夏を過ごすことができるような場づくりを推し進めいただければと思います。

また、先ほど別の委員から雑草に関するご意見があったかと思いますが。例えば、人為的に植えた、すみれが整備された公園も美しいのですが、自然のままに月見草などが咲いている場所も本当に大切だと思います。つまり、施策が、人工的に環境を整備する方向に偏っているのではないのかなと思いました。

自然に生える雑草があり、水たまりがあり、そういった環境が、北九州市だからこそできないのかなと感じました。概念自体を少しプリミティブな環境に寄せるという方向性もあり得るのかなと思います。雑草も含めて自然環境だと思いますので、それを活用しながらもう一歩前に進めるような環境教育ができないのかと思いました。以上、意見です。

【委員】

パブリックコメントの結果は素晴らしいと感じます。これほどたくさんの意見出るのは珍しいと思います。これを記録として残す意味合いも兼ねて、答申案に「作成プロセスの中で、これだけの市民の方から意見をいただいている」ということを記載した方がいいと思います。これだけのご意見を伺ったということは、やはり素晴らしいです。

質問としては、このパブリックコメントを整理した資料について、意見が記載されている順番はどのような整理なのでしょう。例えば、意見が到着した順番なのか、本編のページ順なのか等が考えられますが、教えていただければと思います。

もう1点は意見ですが、パブリックコメントの意見番号46についてです。

「政策が不十分ではないのか」という意見に対して、事務局の考え方には、なお書きで「施策については必要に応じて新たな取組を追加することとしております」と記載されています。確かに、資料編の52ページの緑枠の中にはそのような記載がありますが、一方で、計画本編には、そういった記載が見当たりません。現時点で、全ての施策に取り組めるわけではなく、今後新しい対策の追加も想定されることから、その旨は広く記載しておいた方が良くと思います。

最終的には会長のご判断かと思いますが、この部分はとても大事なことなので、本編にも同様の記載があってもいいのではないかと思います。以上です。

【委員】

1点、追記をお願いしたい内容がございますので、意見させていただきます。

パブリックコメントの中に、「地球温暖化について市民の関心が低くなっている」、「市と国が同じ目標を立てる必要はないのではないか」等といったご意見がありました。これらのご意見は、恐らく、環境意識がとても高い方々によるものではないかと思いました。一方で、そうではない市民の方々の多くは、このご意見に記載されているように、関心の低下などが生じている状況にあるのではないかと思います。

足元では、例えば、戦争による影響などで、燃料の輸入に不安があるので石炭火力を使うという話が報道されていたり、アメリカではEV補助が止まったりしています。

2050年が近づくにつれて、企業はよりリアリティのある目標に見直したりしていますが、それがカーボンニュートラルの流れを後退させているような印象を持ってしまう市民の方もいるのではないかと思います。そのため、「決してこの潮流は変わっておらず、市としてやるべきことも、なんら変わりはない」ということを1文でいいので計画の中に記載してもいいのではないかと思います。

【委員】

先ほどのご意見と重複するかもしれませんが、パブリックコメントでこんなにたくさんのご意見をいただいたということは、誇らしいですし、素晴らしいなと思います。

一方で、ご意見は、第6章の部門別の緩和策に関するものが圧倒的に多いところに着目しておりまして、もう少しこの部分についての分析が必要ではないかと思っています。注目が高いところは、市民や企業の皆様にとって、必要な情報、キャッチアップしたい情報が多く含まれているのではないかなと思うためです。

私は建設業に従事してまして、昨今の気候変動の中、職人や労働者を安全に働かせることがとても難しくなっています。朝6時や7時頃に現場に行き、昼からは5時間程度休憩しないと労働できないというのが建設産業の実態です。

そのような状況下では、企業側に地球温暖化等について学んでいただくことが、持続可能な経営にも直結しますし、産業界も関与しながら環境の改善に取り組むことが重要だと思います。建設産業のみならず、他の多くの産業も厳しい労働環境にあると思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

【委員】

パブリックコメントでいただいた、それぞれのご意見については、一対一で対応しているものと思いますが、全体的な見せ方などに関するご意見等に基づき、統一的に変更したところはあるのでしょうか。

【会長】

それでは、ここまでのご意見について事務局で回答をお願いします。

【事務局】

計画の進捗に関する市民への情報発信について、ご指摘のとおり、進捗状況については北九州市環境審議会に対して報告することとなっておりますが、本審議会にご提出した資料と同じものを市ホームページに掲載しており、その中で、目標に対する進捗状況等についても情報発信しているところです。

一方で、それだけでは不十分だというご指摘かと思しますので、SNSを含めた発信などにつきましては、こういった方法が良いか、今後検討させていただきたいと思えます。

【会長】

この部分については、もう少し踏み込んだ回答が必要だと思います。

例えば、市政だよりで年に1回特集を組んで、北九州市の取組状況等を発信するとか、今ここでやりますとは言えないかもしれませんが、少なくとも検討するくらいのことは言っていただきたい。

【事務局】

今、この場で市政だよりを活用した情報発信を行うとまでは言えませんが、今後の市民への情報発信の方法等につきましては、市政だよりも含めて、適切な手法を検討していきたいと思えます。

続きまして、適応に関する関係部局との連携の方策についてですが、この計画改定案を策定するに当たっては、各関連部局においてこういった施策を実施しているか洗い出しを行いながら、施策として盛り込んできました。特段、会議体等は有していないが、各施策の進捗状況等の確認の際など、関連部局ともコミュニケーションを図りながら、適切にフォローアップを行っていききたいと考えています。

【会長】

審議会に報告する際には、適切に関係部局から十分に情報を得て、その内容をベースに報告しているものと考えている。そして、審議会での意見を受けて、その内容を関係部局にフィードバックしているものと理解している。そのプロセスの中で、関係部局の情報の獲得、整理、報告、意見の共有が適切になされているので、その点、補足させていただきます。

【事務局】

計画改定案を策定する際も関係部局と連携の上で進めてきましたし、会長ご指摘のとおり、フォローアップを行う際にもPDCAサイクルを回していくということで、同様に関係部局の情報を確認しながら審議会に報告させていただきたいと考えています

次に、パブリックコメントにおける意見の掲載順につきまして、こちらは到着順で整理させていただいています。分類は章立てに合わせて行っておりますので、各章における意見到着順に沿って整理させていただきました。

最後に、全体の見せ方で変えたところはあるかというご質問でございますが、全体を通して表現を変えたところは特段なく、個別に指摘いただいた箇所について、それぞれ修正をさせていただいたところでございます。

【会長】

ご意見は以上でよろしかったでしょうか。

なお、削減目標の引き上げについても大事なご意見だと思いますので、事務局は、そのようなご

意見があったということをしっかりと議事録に記載しておくようお願いします。

それでは、幾つか手直しをした方がいいというご意見がございましたので、この点につきましては手直しの箇所や内容も含めて私の方にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

それを踏まえて、答申を最終的に取りまとめて、市長に報告いたしたいと思います。

【一同】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。

それでは、本日の記録を精査した上で、手直しをする必要がある箇所につきましては、私にご一任をいただき、その結果を審議会答申とするということに承認をいただきました。

なお、本日いただいたご意見は議事録として記録にとどめておきまして、こういったご意見があったかということについてもわかるようにしたいと思います。なお、事務局も、「さらに高みに向けて頑張れ」と言われることもあるかと思ひますし、そのため、この目標自体も「〇〇%以上」という表現にしているところもありますが、そこをより具体化できるかどうかについては、なお検討する必要も一方であるかと思っています。この点については、事務局は今後も引き続き、計画を運用していく中でも考えていただければと思います。よろしくお願いします。

では、一部手直したものを答申として市長に提出することについてお認めいただけますでしょうか。

【一同】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。

それでは、本日お諮りすることは以上でございますが、今月末で第16期委員の任期が満了となります。皆様方におかれましては、2年間本当にありがとうございました。

本日で一区切りとなる委員の皆様には、本来、お一人お一人にご挨拶すべきところ、この場をお借りしてのご挨拶となる点、大変失礼となりますが、ご了承下さい。

これまで審議会の円滑な運営に対して、大変ご尽力をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

皆様方のご意見のお陰で、審議事項について十分な議論ができましたし、市に対しても、必要な提言ができました。本当にありがたく思っております。

今後、ますますのご健勝を祈念しております。

次の期も継続される委員の皆様におかれましては、引き続きご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは本日はありがとうございました。